
第4章 都市計画マスタープランの実現に向けて

1. 実現に向けての基本的考え方

(1) 市民・企業・行政の“協働”による都市づくり

都市づくりは、その都市に住む住民、行政、そこに権利を持っている人やそこを拠点に活動している企業・団体が知恵やエネルギーを結集して行う“協働”作業と言えます。なかでも住民が中心となります。

都市づくりは、自分の都市は自分達が企画し管理運営をしていくものという理念のもと、行政がそれを支援し、企業・団体がそれぞれの立場で参画し、専門家などの技術的専門的支援を得ながら、これら主体の密接な連携のもとに行われることが必要となります。

都市づくりを進めていくにあたっては、都市づくりに対する意識が高度化・多様化し、利害関係が複雑化するなかで、「都市計画マスタープラン」に示す共通の目標のもと、総合的な視点に立って、様々な主体が協働しつつ持続的な取り組みとしていきます。

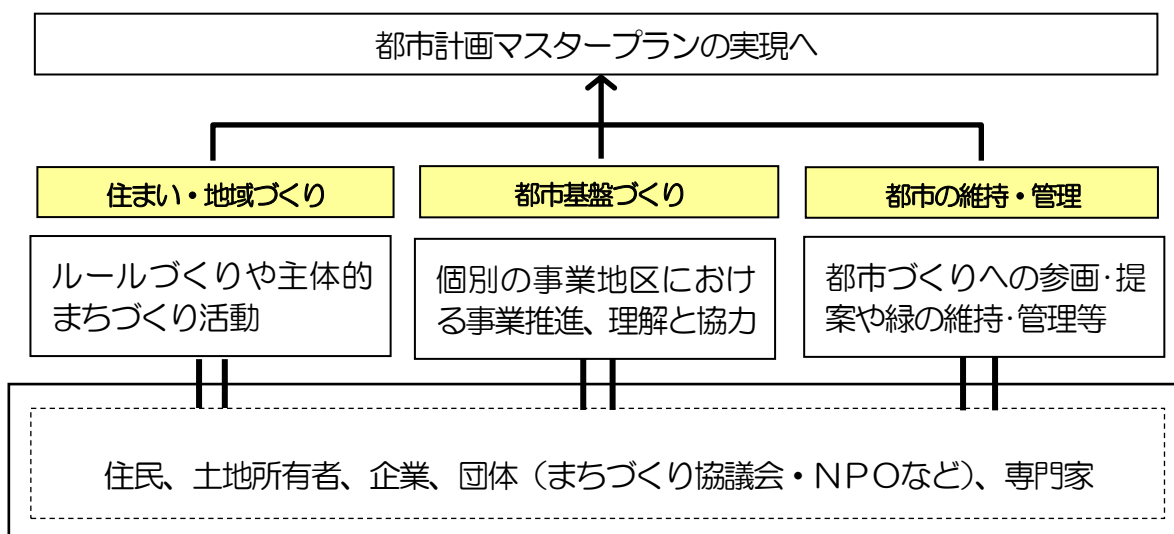
(2) 都市づくりにおける役割

「協働」による都市づくりを進めるため、市民、企業、行政それぞれの役割を以下のとおり整理します。

①市民

自らの生活の場である都市を安全・快適・便利なものとし、次世代により良い環境を残していくため、中心となるべき役割と責任を有します。このため、市民は、都市づくりに関心を持って主体的に参画していくことが求められています。

■市民が主体となった都市づくりへのイメージ



②企業

本市において生産・経済活動を行っている企業についても、都市づくりの担い手の一員として役割と社会的な責任を理解し、積極的に参画していくことが求められています。

③行政

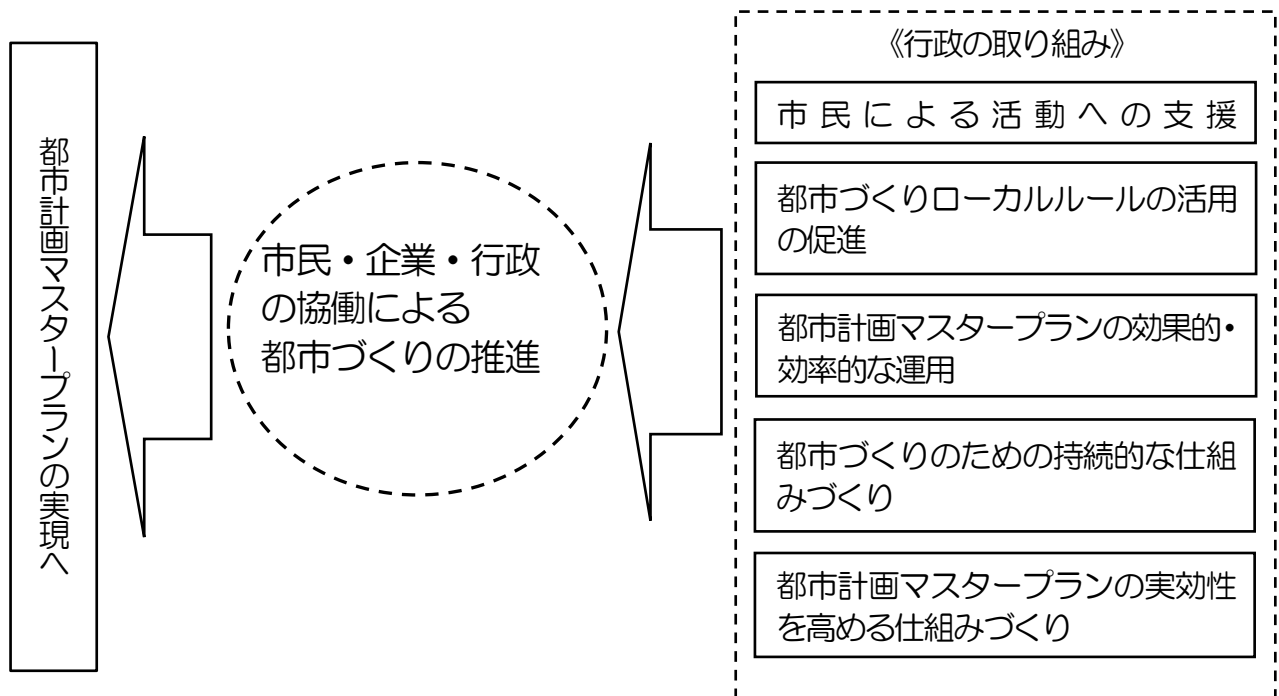
市を始めとする行政機関は、市民、企業との協働のもと、総合的かつ効率的な都市づくりを着実に実施していく役割があります。市民による都市づくり実践活動への支援や、企業への協力要請などさまざまなコーディネートを行うとともに、具体の都市計画の決定や事業を計画的、効率的に推進します。

併せて、都市づくりに関する情報提供や学習機会の提供などとともに社会的合意形成を図るための市民参加機会の拡充を図ります。

2. 実現に向けた施策展開

市民・企業・行政という3つの主体の役割分担による「協働」のもと、行政は以下に示す施策の推進に取り組みます。

■実現に向けた取り組み概念図

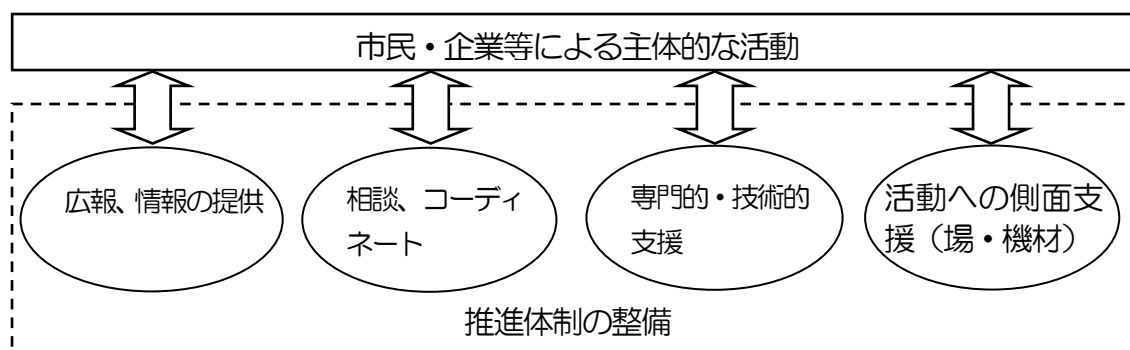


(1) 市民による活動への支援

①基本的な考え方

都市づくりに関する情報提供や専門的・技術的支援、学習機会の提供、まちづくり実践活動への側面支援などを行い市民、企業等の主体的な活動を促進します。

■支援へのイメージ



②施策の内容

●都市づくりの広報、情報の提供

地域における課題を共有し、都市づくりに対する関心を高めるため、広報や多様な情報の提供を行い、実践活動に向けた意識の醸成を図ります。

- 都市づくりに関する広報・情報提供の充実
- 都市づくりに関する教育や学習機会（勉強会・ワークショップ）の拡充
- 都市づくりに関する情報交換機会の拡充

●都市づくりに関する相談、コーディネート

住民の主体的な都市づくり実践活動を促進するため、気軽に相談できる相談窓口を設けるとともに、コーディネート機能の充実を図ります。

- 都市づくりに関する相談窓口の設置
- 都市づくりに関わる主体間の調整を行うコーディネート機能の充実
- 都市づくりに関わる主体間のネットワークの構築

●専門的・技術的な支援

住民の発意や意見・要望を具体的な都市づくりに反映させるため、専門家等による専門的・技術的な支援を行います。

- アドバイザー・専門家等の派遣

●地域における都市づくり活動への側面支援

市民等による主体的な都市づくりの実践活動に側面支援を行います。

- 都市計画の提案制度の普及
- 地域における都市づくりを担うリーダーの育成
- 都市づくりの活動に関わる場や資・機材の提供
- 都市づくりアドバイザーの派遣
- 都市づくり推進組織の組織化支援（初期段階での運営に係る補助）

●推進体制の整備

市民等による主体的な都市づくりを支援するため、行政内部の推進体制を充実します。

- 都市づくり情報資料コーナーの設置
- 利害調整・合意形成手法のルールづくり
- 専門家等人的ネットワークの構築
- 専門職員の確保・育成

(2) 都市づくりローカルルールの活用促進

①基本的な考え方

住民が主体となってそれぞれの地域特性をふまえたきめ細かな都市づくりを進めるため都市づくりローカルルール（地区計画・建築協定・緑地協定など）の活用を促進します。

②施策の内容

ローカルルールの中でも特に地区計画制度については、地域地区制度等による土地利用や建築物の用途等の誘導・規制を基にしながら、敷地規模や建築物の形態・意匠、区画道路や公園の配置、敷地の緑化など、より詳細かつ広範な誘導内容を、法的な担保により定めるものです。それぞれの市街地特性や都市基盤施設の整備等の状況に応じてその適用を図ります。

(3) 都市計画マスタープランの効果的・効率的な運用

①都市計画マスタープランに基づく都市計画の運用

本マスタープランは、都市計画の基本的な方針を定めたものです。従って今後は、マスタープランに示されたおおまかな方針にもとづき、計画策定手法、誘導手法、整備手法などの様々な手法・制度の中から、本市や地域の実情に最もふさわしい手法を活用するとともに、総合的・一体的に具体の都市計画を運用していきます。

②連携と調整

都市づくりに関わる施策は、狭義な都市計画はもとより自然保護や農業・農政など様々な分野にまたがり、かつ、福祉・環境・景観・防災などへの配慮など政策間の高度な調整が求められます。各施策・事業間のより一層の連携と調整を図り、効果的・効率的な事業の実施に努めます。

また、各事業の実施にあたっては、民間活力の導入や市民・NPOの参加・協力を求めるなど、多元的・重層的な実施体制づくりを進めます。

③計画的・重点的な事業推進

本マスタープランに位置付けた施策の実現には多くの財源が必要となりますが、今日の財政状況は必ずしも楽観視できるものではありません。

そのため、限られた財源と人的資源を有効に活用していくため、個々の事業や施策の緊急性、事業化の熟度、投資効果の度合い等の観点に立って、優先順位を慎重に検討し都市づくりに係る施策・事業を進めていきます。

また、社会経済情勢の変化に柔軟かつ的確に対応した事業の推進を図るとともに、事業の達成状況の公表や達成目標の設定など、事業の進捗チェックや有効性の評価に対する仕組みづくりを検討し、より適切な進行管理を進めます。

(4) 都市づくりのための持続的な仕組みづくり

人口減少・急速な少子高齢化が進行しており、都市づくりは、都市に集中する人口と市街地の拡大に応じた社会資本整備による都市づくりから、多様性と個性、歴史と文化、人間的な価値も重視し、都市が農村や自然的な地域と支えあう都市づくりへの移行が求められています。

都市空間については、経済効率優先の機能主義的な都市整備から、既存の都市空間の修復・改善により新たな機能を付け加え、地球環境への負荷を低減し、都市のにぎわいと活力が持続できる、人間中心の都市への転換を図ることが必要となっています。

こうした持続可能で強靱な都市づくりには、自動車交通に過度に依存しないための公共交通網の充実や、徒歩や自転車などの利便性を高めるとともに、「都市」に関わる様々な主体との協力がより一層求められるものとなります。そのため、前述の都市計画マスタープランの効果的・効率的な運用を進めながら、環境にやさしい都市づくりの研究や協力体制などの仕組みづくりについても検討し推進していきます。

(5) 都市計画マスタープランの実効性を高める仕組みづくり

都市づくりを行う主体である市民、企業、行政の責任の明確化と連携・協働して都市づくりを進めるため、都市計画制度の一層の活用を推進していきます。

